

令和4年度

事業報告

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

令和4年度 事業報告

○ 公益事業

1	相互救済事業	1
2	防災に係る調査研究及び普及啓発事業	2
3	消防・防災施設整備事業等資金融資事業	2
4	防災専門図書館事業	3
5	防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業	4

○ 収益事業

6	日本都市センター会館事業	4
7	全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業	5

○ その他

8	総会及び理事会の開催について	6
9	内部統制システムの運用状況の概要について	7
10	附属明細書	8

* 本事業報告の各表の計数は、原則として千円未満を切捨てしています。

* 対前年度比は、原則として各表内計数により計算し、表示単位未満を四捨五入しています。

* 端数処理により、合計及び増減額が一致しない場合があります。

本会は、昭和24（1949）年1月、全国の各市が、地方自治の発展と住民福祉の向上を目指し、地方自治法第263条の2の規定に基づき、相互救済事業を実施するために共同で設置した公益的法人であり、各市の皆様のお力添えをいただきながら事業の拡充と発展に努め、平成24（2012）年11月1日、公益社団法人の認可を取得し、現在に至ります。

令和4年度には、持続可能な経営基盤の確立に向け、今後10年間の基本戦略の下に令和5年度から5年間の計画期間とする中長期経営計画を策定しました。

今後とも、計画に掲げる取組を着実に推進し、相互救済事業はもとより、防災、減災に関する事業の積極的な実施を通じて、住民の皆様の「セーフティネット」の役割を担うことにより、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献してまいります。

なお、令和4年度末現在の会員市数は792市で、全国全ての市が会員となっています。

1 相互救済事業

地方自治法第263条の2の規定に基づき、全国の各市等の団体から委託を受け、共済委託団体の所有する財産（建物及び自動車）の損害に対する相互救済事業を行っています。

建物総合損害共済における令和4年度の実績は、受託件数327,212件、分担金は70億4,863万5千円で、前年度比2.2%増加しています。

一方、災害共済金は、55億6,405万9千円で、前年度比43.9%減少しています。

この結果、損害率（災害共済金／分担金）は78.9%となり、前年度比64.8ポイントの減少となりました。

この要因は、令和4年度に特筆する大きな災害が発生しなかったことに加え、平成30年度や令和元年度などの過去の自然災害により甚大な被害を被った施設や、過去の大規模な火災が発生したごみ処理施設など、高額事案の災害共済金の請求が前年度に比べ、進まなかったことによるものです。これらの過去に発生し、翌年度以後に繰り越された災害共済金の見込額である支払備金は、火災による損害で約66億円、風水雪災・土砂崩れによる損害で約94億円に及び、総額では約184億円となっていることから、予断を許さない状況にあります。

区 分		当年度実績(A)	前年度実績(B)	増 △減(A-B)	対前年度比
建物総合損害共済	契約件数	327,212 件	327,743 件	△531 件	99.8 %
	分担金額	7,048,635 千円	6,900,030 千円	148,605 千円	102.2 %
	共済金支払件数	3,892 件	4,992 件	△1,100 件	78.0 %
	共済金支払金額	5,564,059 千円	9,913,865 千円	△4,349,806 千円	56.1 %
	損害率	78.9 %	143.7 %	△64.8 ポイント	—
	支払備金（流動負債）	18,391,000 千円	18,008,000 千円	383,000 千円	102.1 %

自動車損害共済における令和4年度の実績は、受託台数204,419台、分担金（平衡負担金を含む。）は32億4,140万3千円で、前年度比1.0%減少しています。

一方、災害共済金は、22億478万8千円で、前年度比3.8%減少しています。

この結果、損害率は68.0%となり、前年度比2.0ポイントの減少となりました。

これは、令和4年度においては、台風等による広域の公用車の被害が少なかったことによるものと考えられます。

区 分		当年度実績(A)	前年度実績(B)	増 △減(A-B)	対前年度比
自動車損害共済	契約台数	204,419 台	205,329 台	△910 台	99.6 %
	分担金額	3,241,403 千円	3,274,523 千円	△33,120 千円	99.0 %
	共済金支払件数	14,508 件	14,180 件	328 件	102.3 %
	共済金支払金額	2,204,788 千円	2,291,526 千円	△86,738 千円	96.2 %
	損害率	68.0 %	70.0 %	△2.0 ポイント	—
	支払備金（流動負債）	697,000 千円	835,000 千円	△138,000 千円	83.5 %

地震災害見舞金については、令和3年度に発生した福島県沖を震源とする地震などの被害に対して、共済委託団体延べ58団体に対し、8億5,329万円の見舞金を交付しました。

2 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

建物総合損害共済のうち、ごみ処理施設については、一たび災害が発生しますと、甚大な被害となるだけでなく、稼働停止により市民生活に大きな影響が及ぶことから、事故のあった施設を訪問し、円滑な復旧及び再発防止のための支援活動に取り組みました。

また、令和3年度からは、施設の事故の有無にとらわれず訪問することで、施設の状況に合わせた防災・減災のためのアドバイスを行う施設研修会を開始し、好評を得たことから令和4年度も継続して開催しました。

自動車損害共済については、共済委託団体において実施されている公用車事故抑止策に寄与するため、様々な事故防止の活動や手法を紹介した『地方公共団体における公用車事故防止対策資料集』などを基に安全運転講習会等を開催しました。

3 消防・防災施設整備事業等資金融資事業

本事業は、市及び市が設置する一部事務組合等の団体が実施する消防・防災施設整備事業等の資金に低廉な利率で融資し、消防・防災施設等様々な都市機能の整備及び充実並びにこれに係る団体の財政的負担の軽減を図ることを目的としています。

令和2年度及び3年度については平成30年度、令和元年度に発生した未曾有の風水災等の影響により多額の災害共済金の支払いが見込まれたことから、当該年度の償還見込額の約50%である48億円を融資総額としましたが、令和4年度については、融資総額を消防・防災施設整備事業等資金融資規程第2条第1項に規定された額に戻し、290団体（325事業）に対し105億7,110万円を融資しました。

償還期間別融資状況

当年度実績(A)				前年度実績(B)		増△減(A-B)	対前年度比
償還期間	融資利率		融資事業件数	融資額			
	元利均等	元金均等					
5年	0.1%	0.1%	138件	4,457,200千円	2,341,700千円	2,115,500千円	190.3%
7年	0.2%	0.2%	14件	329,500千円	272,000千円	57,500千円	121.1%
10年	0.3%	0.3%	173件	5,784,400千円	1,853,200千円	3,931,200千円	312.1%
合計			325件	10,571,100千円	4,466,900千円	6,104,200千円	236.7%

4 防災専門図書館事業

一昨年度から引き続き新型コロナウイルスの感染防止対策を実施しながらも、蔵書やデジタルアーカイブの充実、非来館者へのサービスに努め、団体見学の受入れ再開などにより、年間の来館者数は増加に転じました。

また、広報では「図書館総合展」、「ぼうさいこくたい」等への出展、防災専門図書館公式Twitterの活用、蔵書資料の活用による企画展「The 火山」の開催など、図書館の魅力を大いに発信しました。

なお、こうした活動が認められ、専門図書館協議会から令和4年度「団体功績表彰」を受賞しました。

区 分		当年度実績(A)	前年度実績(B)	増△減(A-B)	対前年度比
蔵書数		171,424冊	169,890冊	1,534冊	100.9%
利用者 総数	来館者総数	720人	429人	291人	167.8%
	非来館者総数 (メール等での問合せ)	229人	169人	60人	135.5%
問合せ対応件数		565件	—	565件	—
閲覧の状況		385人 2,628冊	265人 2,119冊	120人 509冊	145.3% 124.0%
貸出の状況		57人 190冊	37人 74冊	20人 116冊	154.1% 256.8%
インターネットアクセス件数		25,558件	26,446件	△888件	96.6%

5 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

(1) 東日本大震災など過去の災害の教訓を踏まえ、都市において生活、活動される住民の皆様のセーフティネットの役割を担うため、防災・減災対策のセミナー等の啓発活動をとおして都市防災の推進を図っています。

令和4年度は、地域防災を推進するNPO法人等との共催で、全国各都市の職員、災害ボランティア及び一般住民を対象に、9月4日に「防災フォーラム～首都直下地震の被害想定とマンション防災」を開催しオンラインで配信しました。また、12月1日～12月28日に「個別避難計画と地域共生社会づくり」をテーマに「都市防災推進セミナー」をオンラインで配信しました。

(2) 全国的観点で実施される「防災・危機管理に関する政策の企画立案及びその実施等に関する調査研究」、「消防・防災活動等に関する施策の普及、啓発及び活性化に関する事業」及び「安全安心なまちづくり等の前提となる都市政策、行政経営及び地方自治制度等都市に関する調査研究」に関する事業を実施する次の団体に協助金を交付しました。

(単位：千円)

団体名	当年度実績(A)	前年度実(B)	増 △減(A-B)	対前年度比
全国市長会	8,000	14,000	△6,000	57.1%
全国市議会議長会	8,000	14,000	△6,000	57.1%
公益財団法人 日本都市センター	35,000	63,000	△28,000	55.6%
公益財団法人 日本消防協会	2,000	3,500	△1,500	57.1%
一般財団法人 日本防火・防災協会	3,000	5,500	△2,500	54.5%
合計	56,000	100,000	△44,000	56.0%

6 日本都市センター会館事業

全国都市の共同利用施設として、ホテル部門の運営については、(株)ロイヤルホテル及び(株)東京ロイヤルホテルに委託しており、毎事業年度終了後に運営実績等の総合的な評価を実施するなど、より効率的、効果的な運営に努めています。

令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により収益が大きく減少していましたが、令和4年度は、右肩上がりの回復傾向にあり、前年度と比較して大幅に改善したものの、いまだコロナ禍以前の収益までは回復しておらず、当期一般正味財産増減額は3億2,635万7千円の減となりました。

なお、各市東京事務所等に賃貸借している貸事務室について、令和3年度は(31室中)29団体の入居でしたが、令和4年度に新たに2団体が入居したことから、現在は31団体の入居となっています。

(単位：千円)

科 目		当年度実績(A)	前年度実績(B)	増 △減(A-B)	対前年 度比
経 常 収 益	貸室収益	174,785	172,731	2,053	101.2%
	会議室収益	733,360	415,987	317,372	176.3%
	客室収益	699,213	327,492	371,721	213.5%
	食堂収益	172,224	70,367	101,857	244.8%
	その他収益	60,609	56,742	3,866	106.8%
	経常収益 計	1,840,192	1,043,321	796,871	176.4%
経 常 費 用	会館運営委託費	1,006,533	553,757	452,775	181.8%
	機械運転保守費	168,062	167,186	875	100.5%
	減価償却費	320,236	324,318	△ 4,081	98.7%
	営繕費	105,329	71,959	33,370	146.4%
	光熱水道費	241,877	156,211	85,665	154.8%
	租税公課	197,418	192,517	4,901	102.5%
	その他費用	126,463	124,103	2,360	101.9%
	経常費用 計	2,165,921	1,590,054	575,867	136.2%
当期経常増減額		△ 325,729	△ 546,732	221,003	—
当期経常外増減額		0	4,900	△ 4,900	0.0%
税引前当期一般正味財産増減額		△ 325,729	△ 541,832	216,103	—
法人税等		627	682	△ 54	91.9%
当期一般正味財産増減額		△ 326,357	△ 542,515	216,158	—

注1：内部取引消去前の事業別会計で表示しています。

7 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

(1) 道路賠償責任保険取扱業務

市が管理する道路の賠償責任を補償する道路賠償責任保険について、本会が損害保険会社と団体保険加入に関する特約を締結し、606市が加入しています。

項 目	当年度実績(A)	前年度実績(B)	増 △減(A-B)	対前年度比
加入市数	606市	604市	2市	100.3%
加入道路延長距離	840,884 km	839,243 km	1,641 km	100.2%
取扱保険料	729,012千円	720,209千円	8,802千円	101.2%
取扱手数料	36,486千円	36,010千円	475千円	101.3%

(2) 自動車損害賠償責任保険代理店業務

本会は、市等が所有する車両の自動車損害賠償責任保険の契約締結に関わる便宜を図るため、損害保険会社の代理店として、自動車損害賠償保障法による責任保険の取扱いを行っています。

項目	当年度実績(A)	前年度実績(B)	増△減(A-B)	対前年度比
取扱台数	10,342台	10,274台	68台	100.7%
取扱保険料	154,928千円	154,859千円	69千円	100.0%
代理店手数料	16,293千円	16,186千円	107千円	100.7%

8 総会及び理事会の開催

令和4年度は、総会及び理事会（決議の省略を含む。）を次のとおり開催し、議案については全て原案のとおり可決されました。

（総会）

開催日・決議日	議案・報告	議 題
令和4年6月30日	報告第1号	令和3年度事業報告及び決算
	報告第2号	令和4年5月開催の通常理事会の決議等の内容
	議案第1号	理事の選任
	議案第2号	監事の選任

（理事会）

開催日・決議日	議案・報告	議 題
令和4年5月17日	議案第1号	令和3年度事業報告
	議案第2号	令和3年度決算
	議案第3号	支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲
	議案第4号	建物総合損害共済業務規程の一部を改正する規程の制定
	議案第5号	事務局設置規程の一部を改正する規程の制定
	議案第6号	総会において選任される理事候補者の決定
	議案第7号	総会において選任される監事候補者の決定
	議案第8号	総会の日時、場所、目的である事項等の決定
	報告第1号	理事の退任
	報告第2号	代表理事の職務執行の状況

	報告第3号	中長期経営計画
	報告第4号	建物総合損害共済の支払限度額及びその取扱
	報告第5号	理事長の利益相反取引に係る重要事項
	報告第6号	令和3年度助成対象事業における各団体の実施状況
令和4年6月2日 (決議の省略)	議案第9号	総会で選任される理事候補者の決定 (追加)
令和4年7月8日 (決議の省略)	議案第10号	代表理事の選定及び代表理事の職務分担の決定
	議案第11号	地区協議会会長の選任
令和5年2月1日	議案第12号	令和5年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額の決定
	議案第13号	令和5年度事業計画書
	議案第14号	令和5年度収支予算書等
	議案第15号	会計処理規程の一部を改正する規程の制定
	議案第16号	職員就業規則の一部を改正する規則の制定
	議案第17号	嘱託職員就業規則の一部を改正する規則の制定
	議案第18号	理事長の利益相反取引に係る承認
	報告第7号	代表理事の職務執行の状況
	報告第8号	中長期経営計画

9 内部統制システムの運用状況の概要

本会は、業務の適正を確保するため、ガバナンスに関する諸規程を理事会決議により定めています。令和4年度における運用状況は、次のとおりです。

(1) 令和4年度事業報告及び決算の監事監査

39～43ページの「監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」のとおりです。

(2) コンプライアンス委員会

コンプライアンス規程に基づき、本会内部にコンプライアンス委員会を設置しています。開催状況は、次のとおりです。

開催日	議 題
令和4年4月22日 (定例)	1 コンプライアンス委員会 2 令和3年度内部統制システムの運用状況の概要 3 令和4年度内部監査年次計画
令和5年1月13日	「職員の旅費に関する規程」等の違反事案(1)
令和5年1月24日	「職員の旅費に関する規程」等の違反事案(2)
令和5年3月2日	1 「職員の旅費に関する規程」等の違反事案に係る措置 2 再発防止策

(3) 内部監査及び実地監査フォロー

事業運営の改善を図るため、内部監査実施要領に基づき自主点検及び実地監査並びに前年度実施した実地監査のフォローを次のとおり実施しました。

ア 自主点検

年度初めに、必須項目と各部署で主体的に設定した項目を併せて、自主点検項目として設定のうえ、定期的に自主点検を実施しました。

イ 実地監査

部署	実施日
北海道地区事務局	令和4年9月14日～15日
北信地区事務局	令和4年11月17日～18日
中国地区事務局	令和5年1月19日～20日
財務部経理課	令和5年2月13日

ウ 実地監査フォロー

部署	実施日
財務部管理課	令和5年3月7日

10 附属明細書

令和4年度事業報告においては、事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書は作成しません。

令和5年5月

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

独立監査人の監査報告書

令和5年5月1日

公益社団法人 全国市有物件災害共済会
理事長 福田 紀彦 殿

清泉監査法人
東京都中央区
指定社員
業務執行社員

公認会計士

辺 知 厚

<財務諸表等監査>

監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団法人全国市有物件災害共済会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておら

ず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、ま

た、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 23 条の規定に基づき、公益社団法人全国市有物件災害共済会の令和 5 年 3 月 31 日現在の令和 4 年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上